

定額減税（源泉所得税関係）説明会のご案内

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国税の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。

この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等について、源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、早期にご準備に着手できますよう、源泉徴収義務者の方に向けて説明会を開催いたしますので、ご参加願います。

【開催日時】

開催日時	開催場所	定員
令和6年3月22日（金） 14：00～15：00	旭区民センター 大ホール 大阪市旭区中宮 1-11-14	350名
令和6年3月26日（火） 14：00～15：00	都島区民センター ホール 大阪市都島区中野町 2-16-25	250名
令和6年4月19日（金） 14：00～15：00	旭税務署 5階大会議室 大阪市旭区大宮 1-1-25	40名
令和6年4月25日（木） 14：00～15：00	旭税務署 5階大会議室 大阪市旭区大宮 1-1-25	40名
令和6年5月14日（火） 14：00～15：00	旭区民センター 大ホール 大阪市旭区中宮 1-11-14	350名
令和6年5月15日（水） 14：00～15：00	都島区民センター ホール 大阪市都島区中野町 2-16-25	250名

【予約方法】

令和6年3月1日から運用が開始される、LINEアプリの事前予約システムから予約をお願いいたします。

LINEアプリの事前予約システムは国税庁のホームページ内の「定額減税特設サイト」に、令和6年3月1日に掲載されます。

「定額減税特設サイト」自体は、すでに運用を開始しております。定額減税制度の最新情報やQ&Aなどを掲載していますので、ぜひご覧ください。

【お問い合わせ先】

旭税務署 法人課税第1部門（源泉担当）

TEL06-6952-3287

※ LINEアプリが利用できない方については
上記電話番号にて予約できます。



（定額減税特設サイト）

